

## 改正水道法に基づく 広域連携の取組の推進 について教えてください

### Answer

#### 1. はじめに

水道法の一部を改正する法律が、令和元年10月1日に施行されました。

改正水道法は、昭和52年以来となる法第1条の改正により、法律の目的が水道事業を保護育成する「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」に変更され、将来にわたって安全な水を安定的に供給するための道筋が示されました。

#### 2. 改正の要点

今回の改正では、以下に示す5項目を要点として、各規定や義務化がなされ、関係者による取組みが求められています。

- ①「関係者の責務の明確化」
- ②「広域連携の推進」
- ③「適切な資産管理の推進」
- ④「官民連携の推進」
- ⑤「指定給水装置工事事業者制度の改善」

#### 3. 改正水道法に基づく広域連携の取組の推進

##### (1) 基本的な考え方

「広域連携の推進」については、法第5条の2第1項に基づき定める「水道の基盤を強化するための基本方針」(以下「基本方針」という。)の中でも水道事業等の運営に必要な人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした効率的な事業運営の観点から、市町村の区域を越えた広域的な水道事業者間の連携等(広域連携)を推進することなど基本的な考え方が示されています。

##### (2) 関係者の役割

基本方針で示された広域連携等の基盤強化を推進する上での関係者の役割は以下のとおりです。

##### ①国の責務

- ・基盤強化に関する基本的かつ総合的な施策の策定・推進

- ・水道事業者等に対する技術的・財政的な援助

##### ②都道府県の責務

- ・市町村の区域を越えた広域連携の推進役として水道事業者間の調整
- ・「水道基盤強化計画」の策定

##### ③市町村の責務

- ・地域の実情に応じて、水道事業者間の連携等の施策の策定・実施
- ・事業の適正かつ能率的な運営と基盤強化

#### (3) 取組の内容

##### ①「水道基盤強化計画」の策定

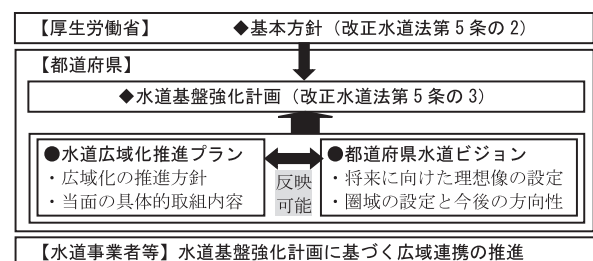
「水道基盤強化計画」は、基盤強化に向けた実施計画であり、基本方針に基づき策定するものです。広域連携に関しては、計画区域を定め、連携等を行うにあたり必要となる具体的な施設整備の内容等を具体的に記載するものです。

##### ②「水道広域化推進プラン」の策定

「水道広域化推進プラン」は、改正水道法に基づき都道府県が策定する「水道基盤強化計画」に先行して広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組みの内容、スケジュールなどを記載するものです。令和4(2022)年度末までに策定・公表し、最終的には「水道基盤強化計画」に引き継がれることを想定しています。

##### ③「都道府県水道ビジョン」の策定

「都道府県水道ビジョン」は、都道府県の水道事業の将来に向けた理想像の設定とともに、その実現に向けて圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用など、様々な分野に関して今後の方向性を定めるものです。なお、「水道広域化推進プラン」と「都道府県水道ビジョン」は、それぞれの記載内容を活用・充実させることで相互に反映可能とされています。



改正水道法に基づく広域連携の取組の推進イメージ図

(出典:水道技術ジャーナル 2020年4月)